

2018年5月10日

社内の働き方改革を積極的に推進します！！

**従業員向け子育て世帯への手当を標準モデル年間100万円水準に引き上げ、
あわせて子育てサポート付き社宅を設置します**

～育児と仕事の両立を図りながら働き続けられる社内環境を整備します～

東武鉄道株式会社

東武鉄道（本社：東京都墨田区）では、育児と仕事の両立を図りながら働き続けることのできる社内環境整備の一環として、子育て世帯に手厚い手当体系を整備するほか、当社敷地内に子育てサポート付き社宅を設置します。

当社では、2017年4月に策定した長期経営構想における長期経営ビジョンにおいて、「多世代を“つなぐ”～3世代ファミリーがつながり日本一幸せな暮らしを実感できる沿線を目指す”ことを掲げ、子育て支援施策を推進しておりますが、その推進役である従業員の子育て支援制度も積極的に整備し、働き続けやすい社内環境を整備します。

＜主な内容＞

- ・子育て世帯に手厚い手当体系の整備
 特定層への重点配分・子を対象とした手当の増額や3%の賃金引上げという政府・経団連の呼びかけに沿う形で、当社従業員の手当体系を子育て世代に手厚い体系へ転換を図ります。また将来水準として、子1人につき月額4万円、標準モデル世帯（配偶者1名+子2名の世帯）で年額100万円超の水準までの引上げを目指します。
- ・子育てサポート付き社宅の設置
 既存の当社社宅敷地内に事業所内保育所を開設します。また本施策のノウハウを蓄積し、今後子育てサポート付き社宅ビジネスへの展開を検討してまいります。
- ・共済会事業による育児・看護支援の充実
 育児休職からの復職者や看護休職者への支援金支給、保育サービス利用時費用の一部補助等を行います。
- ・現業部門（交代制職場）における短時間勤務の導入
 現業部門において、子の養育、配偶者・子・父母（配偶者の父母を含む）の看護をする従業員は、勤務時間の短縮（6時間の勤務時間）ができるようになります。

当社ではこれまでも仕事と育児・看護の両立支援制度の制定や、働きやすい職場環境の整備に取り組んでまいりましたが、今後も積極的に働き方改革を推進してまいります。

概要は別紙のとおりです。

※お問い合わせは、東武鉄道お客さまセンター ☎03-5962-0102

従業員向け子育て支援施策の実施について

1 子育て世帯に手厚い手当体系の整備について

特定層への重点配分・子を対象とした手当の増額や3%の賃金引上げという政府・経団連の呼びかけに沿う形で、当社従業員の手当体系を子育て世代に手厚い体系へ転換を図ります。今般、これまでの手当を見直し、新たに配偶者手当・子育て手当を新設し、子1人につき手当を月額1万円から3万円に上げます。さらに将来水準として、子1人につき月額4万円、標準モデル世帯で年額100万円超の水準までの引上げを目指します。

- (1) 実施期日 2018年4月1日
- (2) 実施内容 これまでの手当を見直し、新たに配偶者手当・子育て手当を新設します。
- (3) 新旧制度比較

	2017年度まで	2018年度	将来
配偶者(月額)	20,000円	20,000円	10,000円
子(月額)	10,000円	30,000円	40,000円
標準モデル(月額)	40,000円	80,000円	90,000円
年 額	480,000円	960,000円	1,080,000円

※標準モデルとは、配偶者（扶養）1名と子（扶養）2名の世帯を指します

2 子育てサポート付き社宅の設置について

育児中の従業員への女性活躍推進や子育て支援を目的に、育児と仕事の両立を図りながら働き続ける環境整備の一環として、事業所内保育所を付帯した子育てサポート付き社宅の設置を自社内で展開します。事業の特性上、一昼夜勤務に対応するために週7日、24時間利用可能な保育所運営を目指します。また、そのノウハウを蓄積して、将来的には子育てサポート付き社宅ビジネスへの展開を検討してまいります。

- (1) 施設概要 既存の社宅に、事業所内保育所を開所します。
- (2) 設置場所 東武スカイツリーライン 東武動物公園駅 杉戸社宅敷地内
- (3) 設置時期 2019年7月（予定）
- (4) その他 診療所と連携し、病児保育の対応を検討します。

3 共済会事業による育児・看護支援について

育児・看護と仕事の両立を図り、長く働き続けることのできる環境を整備する一環として、共済会事業において、育児休職からの復職時や看護休職期間中に支援金（見舞金）を支給します。また、育児をしながら働き続ける従業員に対し、保育サービス利用時の費用一部補助を行います。

- (1) 実施期日 2018年4月1日
- (2) 実施内容
 - 育児休職復職支援金 60,000円（休職期間に応じて最高140,000円）
 - 看護休職者見舞金 40,000円（月額）
 - 保育サービス費用補助 5,000円（月額）

4 現業部門（交代制職場）における短時間勤務について

これまで本社部門において実施していた短時間勤務（6時間または7時間の勤務時間）について、交代制職場である現業部門においても、小学校3年生までの子の養育、配偶者・子・父母（配偶者の父母を含む）の看護（上限3年）をする従業員は、勤務時間の短縮（6時間の勤務時間）ができるようになります。あわせて、現業部門（一部を除く）においても年間で5日相当の年次有給休暇を時間単位で取得できる制度を導入します。

(1) 実施期日 2018年4月1日

(2) 実施内容

① 短時間勤務 勤務時間 6時間

対象となる従業員 育児 小学校3年生までの子を養育する従業員

看護 配偶者・子・父母（配偶者の父母を含む）の看護をする従業員

② 時間単位の年次有給休暇 年間5日相当分

以 上

<参 考>

当社の子育て支援（仕事と育児・看護の両立支援制度）整備状況について

・時差出勤（本社部門）

小学校3年生までの子の養育、配偶者・子・父母（配偶者の父母を含む）の看護（短時間勤務と合わせて上限3年）をする従業員は、始業・終業の時刻をそれぞれ1時間前後させることができます。

・保存年次有給休暇

失効する年次有給休暇を積み立て（上限60日）、育児・看護等の事由に加えて、1年度につき5日まで子の入園式・入学式、運動会や授業参観等の学校主催の行事に使用できます。

・再採用制度

妊娠・出産・育児・看護等のやむを得ない事情により、退職することとなった従業員に対し、退職前に申し出をすることにより、再度就業できる機会を設けています。

以 上